

第2回入善町農業委員会議事録

令和2年9月8日午後1時30分から第2回入善町農業委員会が4F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名 委員現在数 18名

出席委員 15名

2番 中陣 雄一	3番 寺田 晴美	4番 森下 さゆり	5番 森下 吉光
6番 上田 幸嗣	7番 島瀬 康一	8番 細田 孝志	9番 小林 真一郎
10番 米山 義隆	12番 鍋嶋 太郎	13番 永山 美和	14番 吉原 有二
15番 愛場 義豊	17番 酒井 良博	18番 長原 均	

欠席委員 3名

1番 五十里 章	11番 坪野 和夫	16番 田中 吉春
----------	-----------	-----------

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会	事務局長	長 島 努
入善町農業委員会	係 長	島 尻 淳子
入善町農業委員会	主 事	道 下 玲也
入善町農業委員会	主 事	上 原 祐里奈

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

日程第1	会期及び議事日程の件
日程第2	議事録署名委員決定の件
日程第3	議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4	議案第6号 農地法第5条の規定による意見進達について
日程第5	議案第7号 事業計画変更の申請による意見進達について

議長（鍋嶋 太郎）

ご苦労様です。以前にも、農業用車両の幅が広いものについては、許可証が必要になるという話をしていたのですが、取得には手間がかかるということでもあります。パソコンを駆使しないと申請ができないということで、少しでも簡素化できないかと考えています。農業委員の皆様近所でも、そういった話があるかと思しますので、気にかけていただければと思います。さて、本日は、委員会終了後に、農地パトロールを行う予定となっておりますので、そちらの方もよろしくお願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは第2回入善町農業委員会を始めたいと思います。順序に従いまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第5の終了までといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしとの発言がありますので、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

— 議事録署名委員決定の件 —

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。3番寺田委員と4番森下委員に決定
いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしとの発言がありますので、ご両名に決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第3、議案第5号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事
務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第5号、農地法第3条の規定による許可申請について、次の通り許可申請があったので審議を求
めます。今回は、3件の申請があります。

申請番号1番、農地の所在地は、入善町東五十里〇〇外2筆の計3筆で、台帳地目、現況地目はとも
に田、合計面積は6,064㎡です。

譲渡人は公益社団法人 富山県農林水産公社で、譲受人は入善町東五十里〇〇の〇〇さんです。富山
県農林水産公社は、県や農林水産関係の団体の出資によって運営されている公益社団法人であり、農地
中間管理機構として、経営規模を縮小したい農家や離農する農家などから農地を借り入れ、その農地を
担い手農家に貸し付ける「農地中間管理事業」を行っています。また、農地の買い入れ・売り渡しにつ
いても、特例事業として行なっており、これを利用することで、所得税等の譲渡所得において800万円
の特別控除という税制上の特例措置を受けることが出来ます。

この申請は、譲渡人である富山県農林水産公社の特例事業を利用して、認定農業者である〇〇さんが
農地を買い受け、経営規模を拡大するものです。

3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地はすべて耕作されており、農業を
営むための農機具が揃っていること、該当農地が事務所から600mほどであり、通作に支障は無いと見
込まれることから、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、
要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号について、原則として農地所有適格法人以外の法人は農地の権利を取得で
きないというものですが、当該申請における譲受人は農地所有適格法人であるため、問題ないと考えま
す。

農地法第3条第2項第3号について、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当
該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者がいない場合は認めないという
ものですが、農地所有適格法人であるため問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することと
いう、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は、54,527.69㎡となるため、
要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号について、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、
原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸に
は当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における
農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を

満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

農業委員による意見書の確認印は、中陣委員にいただいております。

申請番号2番、農地の所在地は、入善町東五十里〇〇外5筆の計6筆で、台帳地目、現況地目はともに田、合計面積は16,466㎡です。

譲渡人は、入善町入膳〇〇の〇〇さん、譲受人は、入善町入膳〇〇の〇〇さんです。

申請農地は、譲受人の経営規模拡大のため、今回の申請となりました。

3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地はすべて耕作されており、農業を営むための農機具が揃っていること、該当農地は徒歩で10分以内であり、通作に支障は無いと見込まれること、耕作者本人が50年の農作業従事経験があることからみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号について、原則として農地所有適格法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は個人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号について、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者が、年150日にわたり農作業に従事していることから、農地の耕作者本人が農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は、27,028㎡となるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号について、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

農業委員による意見書の確認印は、五十里委員にいただいております。

申請番号3番、農地の所在地は、入善町舟見〇〇外2筆の計3筆で、台帳地目、現況地目はともに畑、合計面積は476㎡です。

譲渡人は、入善町舟見〇〇の〇〇さん、譲受人は、黒部市宇奈月町愛本新〇〇の〇〇さんです。

申請農地は、譲受人の経営規模拡大のため、今回の申請となりました。

3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地はすべて耕作されており、農業を営むための農機具が揃っていること、該当農地は自動車で2分以内であり、通作に支障は無いと見込まれること、耕作者本人が40年の農作業従事経験があることからみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号について、原則として農地所有適格法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は個人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号について、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者が、年150日にわたり農作業に従事していることから、農地の耕作者本人が農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は、51,983㎡となるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号について、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

農業委員による意見書の確認印は、愛場委員にいただいております。

以上3件です。よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

申請番号2番については、五十里委員が担当ですが、本日欠席ですので、事務局から代わりに説明をお願いします。

中陣委員

申請番号1番については、事務局の説明のとおりであり、問題ないと思いましたので確認印を押しました。以上です。

事務局

本日欠席の五十里委員からは、事前に事情を伺っておりますので、委員に代わって事務局から補足説明をさせていただきます。申請番号2番については、譲渡人の〇〇さんが農地の処分を考えていらっしゃったところ、昔から親交のあった譲受人の〇〇さんに贈与するという形でお話がまとまったとのことです。譲受人の〇〇さんはご家族で農業に従事しておられまして、耕作には問題ないと判断され、五十里委員に確認印を押していただきました。以上です。

愛場委員

申請番号3番について、私のところへは所有者の〇〇さんから話がありました。父が亡くなり、農地の処分を考えていたとのこと。譲受人の〇〇さんは、譲受人の知人であり、所有権移転後は畑をする予定とのこと、問題ないと思ひ、確認印を押しました。以上です。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思ひますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第5号、農地法第3条の規定による許可申請についてを、原案どおり許可することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり許可することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第4、議案第6号、農地法第5条の規定による意見進達についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第6号、農地法第5条の規定による意見進達について。次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。今回は、1件の申請があります。

申請番号1番。申請地は入善町上野〇〇の計1筆、台帳地目は田、現況地目は宅地で、面積は33㎡です。

譲渡人は、富山市町村〇〇の〇〇さん、譲受人は、入善町上野〇〇の〇〇さんです。

転用目的は「一般住宅敷地拡張」で、契約内容は「所有権移転」です。

譲受人の〇〇さんは、平成14年に国道8号線バイパスの用地として旧宅敷地が買収され、住宅を移転しなければならなくなり、現在の場所に住宅を移転しました。その際、住宅と車庫を建設し、車庫の一部が申請地にかかっていることが判明し、今回始末書をつけての申請となりました。

申請面積は33㎡と、駐車場の一部として利用するための必要最小限の面積を認められます。

雨水排水につきましては、隣接する用悪水路に排水しています。

申請地につきましては、第1種農地ではありますが、転用目的が「一般住宅敷地拡張」であり、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のeの(e)による、「既存の施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

また、申請地は、昭和50年11月25日に除外済であり、隣接耕作者の同意及び入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきであると考えます。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

寺田委員

申請番号1番ですが、事務局の説明のとおりであり、問題はありません。

議長（鍋嶋 太郎）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

(質問・意見なし)

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。
よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第6号、農地法第5条の規定による意見進達についてを、原案どおり県知事へ進達することに、
ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第5、議案第7号、事業計画変更の申請による意見進達についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第7号、事業計画変更の申請による意見進達について、変更前は、貸渡人は入善町小摺戸〇〇の〇〇さん外10名で、借受人は、入善町本村〇〇の〇〇さん、申請地は、入善町浦山新〇〇外22筆の計23筆、台帳地目、現況地目ともに田で、面積は27,982㎡、転用目的は「陸砂利採取及び仮設備場」、契約内容は賃借権の設定とし、計画期間は平成30年11月1日から10月30日までの2か年の予定でした。

具体的な変更理由については、借受人である〇〇は、平成30年11月より順調に陸砂利採取の事業を進めておりましたが、本年6月下旬からの長雨の影響では場整備工事と基盤整地が予定どおり行うことが困難と判断し、地権者及び耕作者と協議の結果、コンクリート畦畔の埋戻し後、基盤を作成し冬季間自然転圧を行い、ほ場の具合を確認し、再度基盤を整形し、表土散布を行うため、事業完了予定の10月末から6か月延長する計画を立て、今回の申請となりました。

以上、よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

愛場委員

陸砂利採取している作業車を見ていると、交通マナーが悪く、信号を守らない車両を見かけることがあります。大変危険であり、今後同様の事業が行われる時にも心配になるので、一言注意喚起をしていただきたいと思います。と思っています。

議長（鍋嶋 太郎）

ただいまのご意見について、事務局いかがでしょうか。

事務局

ご意見ありがとうございます。事務局から業者へ連絡をとり、対応したいと思います。

議長（鍋嶋 太郎）

他に何かご質問、ご意見などございませんか。

(質問・意見なし)

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。
よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。
議案第7号、事業計画変更の申請による意見進達についてを、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。よって、本案件は原案どおり決定することといたします。

議長（鍋嶋 太郎）

以上で本日の議題は全て終了いたしました。その他、何かご意見等はございませんか。それでは、事務局から何かありますか。

事務局

まず、農振除外に関するお知らせですが、町新庁舎建設の申請が出される予定となっており、来月の農業委員会にて皆様に審議していただくこととなりますので、よろしくお願ひします。次に、別紙の資料をお配りしておりますが、7月の豪雨災害に対する義援金募集の案内が来ております。来月に集金をさせていただきますので、ぜひご協力をいただければと思います。最後に、今年度作成予定である、農地パトロール用地番図についてですが、お手元にサンプルをお配りいたしました。改善点や、盛り込んでほしいことなど、ご意見をお聞かせいただければと思います。事務局からは以上です。

議長（鍋嶋 太郎）

その他、何かご意見等はございませんか。

議長（鍋嶋 太郎）

では、特にご意見等がないようですので、これをもちまして第2回入善町農業委員会を閉会いたします。

次回は、10月8日木曜日、午後1時30分から行いますのでよろしくお願ひいたします。

(閉会 午後2時35分)